

○東海国立大学機構における研究費等の不正使用等に関する調査委員会内規  
(令和2年4月1日 機構内規)

改正 令和3年4月28日 機構内規 令和4年4月8日 機構内規

令和7年4月22日 機構内規 令和7年12月22日 機構内規

(趣旨)

第1条 東海国立大学機構における研究費等の不正使用等防止に関する規程（令和2年度機構規程第80号。以下「規程」という。）第26条第2項の規定に基づく東海国立大学機構（以下「機構」という。）における調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、不正使用等に係る事実関係について調査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 監査室長
  - (2) 法務室長
  - (3) 規程第8条に規定する東海国立大学機構研究費等不正使用等防止計画委員会（以下「防止計画委員会」という。）の委員長
  - (4) 財務部長、研究推進部長又は研究協力部長
  - (5) 弁護士、公認会計士等の機構外の有識者2名以上
  - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項各号に掲げる委員は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 第1項第5号の委員は、前項に掲げる者のほか、機構と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 第1項第1号の監査室長が申立者又は調査対象者と直接の利害関係を有するときは、理事、副理事又は機構長補佐のうちから機構長が指名した者が委員となる。
- 5 第1項第4号に掲げる委員は、調査が不適正な研究費等の管理及び執行に関する場合は、財務部長、調査が不適正な研究費等の受給に関する場合であって、調査対象が岐阜大学に関するときは、研究推進部長、調査対象が名古屋大学に関するときは、研究協力部長とする。
- (委員長)
- 第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号又は第4項の委員をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。
- (定足数)

第5条 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査結果の報告の省略)

第6条 規程第28条の規定にかかわらず、監査室長が委員会を設置したときは、防止計画委員会の委員長への調査結果の報告は省略するものとする。

(委員会への陪席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、次に掲げる者に委員会への陪席を要請することができる。

- (1) 調査の対象者の所属する部局等の長
- (2) 調査の対象者の所属する部局等の事務部の長
- (3) 総務部長
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部署の協力を得て、監査室において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和3年4月28日 機構内規)

この内規は、令和3年5月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年4月8日 機構内規)

この内規は、令和4年4月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

#### 附 則(令和7年4月22日 機構内規)

この内規は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

#### 附 則(令和7年12月22日 機構内規)

この内規は、令和7年12月22日から施行する。